

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する同条第1項)の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)カネスエ近江八幡店 近江八幡市馬淵町1665
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 10台
    - イ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 9.24 m<sup>3</sup>
    - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時00分から午後6時30分まで
    - エ 来客が駐車場を利用できる時間帯 午前8時30分から午後7時00分まで
    - オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 届出書の添付図面のとおり 2か所
    - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後10時00分まで
  - (2) 変更後
    - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 40台
    - イ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 9.24 m<sup>3</sup>
    - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前7時00分から午後9時45分まで
    - エ 来客が駐車場を利用できる時間帯 午前6時30分から午後10時00分まで
    - オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 届出書の添付図面のとおり 2か所
    - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前0時00分から翌午前0時00分まで
- 3 変更年月日 アおよびイについては令和9年1月16日 ウからカについては令和8年6月18日
- 4 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社カネスエ商事 愛知県日進市浅田町平池260番地 代表取締役 牛田喜博
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,555 m<sup>2</sup>
  - (3) 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 64台
  - (4) 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 78.0 m<sup>2</sup>
- 5 届出年月日 令和8年5月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地
  - (2) 縦覧期間 令和8年6月5日から令和8年10月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年10月5日
  - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号